

<p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第三十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

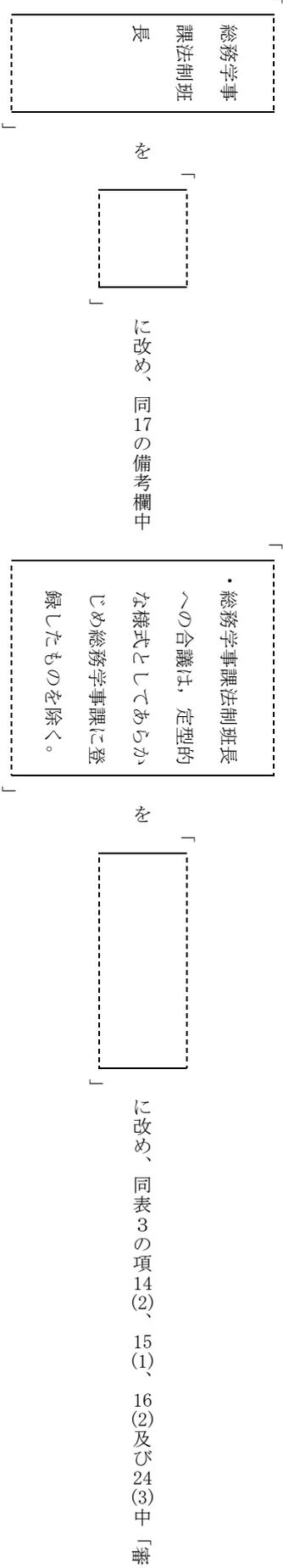
第二条第十五号中、「審議監」を削り、「福祉政策企画監」の下に、「産業戦略監」を加える。

第三条に次の一項を加える。

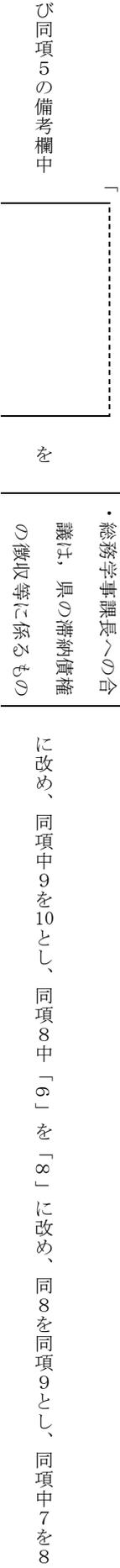
6 環境文化部参与の掌理する事務に係る第一項の規定の適用については、同項及び別表第一(1)（主管課事務を除く。）の決裁区分欄中「課長」とあるのは「環境文化部参与」とする。

第十三条第五項中「及び第三項」を、「第三項及び第六項」に改める。

別表第一(1)2の項7中「及び推進」を、「推進等」に改め、同項16の備考欄中「もの」の次に「及び関係法令に係る疑義がないと認められるもの」を加え、同項17の合議先欄中



議監及び」を削り、同表5の項1の備考欄中「合議は」の次に「、県の滞納債権（県税に係るもの及び国税又は地方税の滞納処分の場合）によることができるものを除く。以下この項において同じ。）の徴収等に係るものを除くものとし」を加え、同項2の備考欄中「合議は」の次に「、県の滞納債権の徴収等に係るものを除くものとし」を加え、同項4の備考欄及



<p>(2) 業務の停止命令又は認定特定行為業務従事者認定証の返納命令 (附則第4条第4項)</p>					
<p>3 登録研修機関に関すること。</p>					
<p>(1) 登録 (附則第4条第2項)</p>				○	
<p>(2) 登録事項の変更等の届出の受理 (附則第11条, 第12条第1項, 第13条)</p>				○	
<p>(3) 適合命令, 改善命令, 登録の取消し又は業務の停止命令 (附則第14条, 第15条, 第16条)</p>				○	
<p>(4) 登録, 登録事項の変更, 登録の取消し等に係る公示 (附則第17条)</p>				○	
<p>(5) 報告の徴収又は立入検査 (附則第18条)</p>				○	
<p>4 登録特定行為事業者に関すること。</p>					
<p>(1) 登録 (附則第20条第1項)</p>				○	
<p>(2) 報告の徴収又は立入検査 (附則第20条第2項)</p>				○	

別表第三県民生活交通課の部5の項から10の項までを削る。
 別表第三中山間・地域振興課の部13の項1(1)中「等」を削り、同部に次の六項を加える。

15 国土利用計画法の施行に 関する事務（危機管理課に 属するものを除く。）	1 国土利用計画の策定に関する事								
	(1) 県計画の決定及び変更（第7条第1項、第9項）		○						
	(2) 国土交通大臣への報告及び公表（第7条第5項）				○				
	(3) 市町村計画に対する助言及び勧告（第8条第5項）				○				
	2 土地利用基本計画の策定に関する事								
	(1) 土地利用基本計画の決定（第9条第1項）		○						
	(2) 国土交通大臣への協議及び公表（第9条第10項、第13項）				○				
	(3) 土地利用基本計画の変更（軽易なものを除く。）（第9条第14項）				○				
	(4) 土地利用基本計画の変更（軽易なものに限る。）（第9条第14項）					○			
	3 土地に関する権利の移転等の許可に関する事								

(1) 規制区域の指定，解除又は区域の減少（第12条第1項，第11項，第12項，第15項）	各部長	○											
(2) 規制区域の指定等の国土交通大臣への報告及び関係市町村長への通知等の措置（第12条第5項，第8項）					○								
(3) 規制区域の指定に伴う地価動向，土地取引の状況等の調査（第12条第10項）					○								
(4) 土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分（第14条第1項）					○								
(5) 土地に関する権利の買取り請求に対する処分（第19条第2項）					○								
4 土地に関する権利の移転等の事前届出等に関すること。													
(1) 注視区域及び監視区域の指定，解除及び区域の減少（第27条の3第1項，第3項，第5項，第27条の6第1項，第3項，第5項）		○											
(2) 注視区域及び監視区域の指定等の国土交通大臣への報告及び関係市町村長への通知等の措置（第27条の3第3項から第5項まで，第27条の6第3項から第5項まで）					○								
(3) 注視区域及び監視区域の指定に伴う地価動向，土地取引の状					○								

3 市町村と事業者の開発協定の締結要請					○ 県民局長	
4 開発行為の許可及び許可の取消し (第5条, 第10条)				○		
(1) 10ヘクタール以上のもの				○		
(2) 10ヘクタール未満のもの					○ 県民局長	
5 開発行為の変更許可 (第7条)						
(1) 10ヘクタール以上のもの (軽微なものを除く。)				○		
(2) (1)以外のもの					○ 県民局長	
6 開発行為の完了確認検査 (第9条)						
(1) 10ヘクタール以上のもの				○		
(2) 10ヘクタール未満のもの					○ 県民局長	
7 開発許可に伴う監督処分 (第11条)						
(1) 10ヘクタール以上のもの (急を要するものを除く。)				○		

係る支援給付の要否，種類，程度及び方法の決定									
(3)	支援給付基準の改定及び変更に伴う支援給付の程度の決定							<input type="radio"/>	
(4)	職権による支援給付及び配偶者支援金の支給の開始並びに変更に係る支援給付の種類，程度及び方法の決定							<input type="radio"/>	県民局長
(5)	支援給付及び配偶者支援金の支給の停止及び廃止の決定							<input type="radio"/>	県民局長
(6)	支援給付を受けている者（以下この項において「被支援者」という。）及び配偶者支援金の支給を受けている者（以下この項において「受給者」という。）に対する指導及び指示							<input type="radio"/>	県民局長
(7)	被支援者及び受給者に対する報告の請求，立入調査及び健診の命令，扶養義務者等に対する報告の請求並びに申請の却下，支援給付の変更，支援給付及び配偶者支援金の支給の停止及び廃止の決定							<input type="radio"/>	県民局長
(8)	支援給付の実施							<input type="radio"/>	県民局長
(9)	支援給付の特別基準の内申及び設定							<input type="radio"/>	
3	保護施設に関すること。（第14条第4項，第15条第3項）								
(1)	保護施設の指導							<input type="radio"/>	県民局長

(2) 保護施設の立入検査のうち一般監査に係るもの						<input type="radio"/> 県民局長	
(3) 保護施設の設備及び運営の改善命令のうち一般監査に係るもの						<input type="radio"/> 県民局長	
(4) 保護施設に対する管理規程の変更命令のうち一般監査に係るもの						<input type="radio"/> 県民局長	
(5) 保護施設の長に対する指導制限及び禁止の決定						<input type="radio"/> 県民局長	
(6) 保護施設の長から支援給付の変更及び廃止を必要とする事由の届出の受理						<input type="radio"/> 県民局長	
4 診療費及び介護サービスの内容の審査並びに診療報酬額及び介護報酬額の決定 (第14条第4項, 第15条第3項)			<input type="radio"/>				
5 被支援者及び受給者の権利及び義務に関すること。(第14条第4項, 第15条第3項)							
(1) 支援給付の変更, 支援給付及び配偶者支援金の支給の停止及び廃止並びにこれらに伴う措置						<input type="radio"/> 県民局長	
(2) 被支援者及び受給者の返還額の決定						<input type="radio"/> 県民局長	

	課長																				
ウ その他のもの																					
(2) 報告の徴収 (第30条)																					
2 幼保連携型認定こども園に関すること。																					
(1) 事業の停止又は施設の閉鎖の命令 (第21条)	義務教育課長																				
(2) 設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び設置等の認可の取消し (第17条、第21条、第22条)	総務学事課長																				
(3) 報告の徴収、立入検査のうち一般監査に係るもの (第19条)																					
(4) 改善勧告又は改善命令のうち一般監査に係るもの (第20条)																					

別表第三章福祉課の部1の項中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 被保護者就労支援事業の実施 (第55条の6)																					
--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三章福祉課の部2の項5(1)中

「

			○		
--	--	--	---	--	--

を
「

			○		
--	--	--	---	--	--

」

に改め、同部12の項1中「岡山県心身障害者医療費公

(17) 他の管理者の管理する操作施設に関する監督 (第21条の2第1項、第2項、第3項、第21条の3第1項、第2項)										<input type="radio"/>	県民局長
(18) 災害時における緊急措置 (第23条第1項、第2項)										<input type="radio"/>	県民局長
(19) 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理 (第23条の3第1項、第3項)										<input type="radio"/>	県民局長
(20) 海岸協力団体からの報告の徴収、海岸協力団体に対する措置命令及び海岸協力団体の指定の取消し (第23条の5第1項、第2項、第3項)										<input type="radio"/>	県民局長

別表第三耕地課の部8の項1中(13)を(15)とし(12)を(14)とし(11)を(13)とし(10)の次に次のように加える。

(11) 操作規則の策定及び変更並びに関係市町村長の意見徴収 (第14条の2第1項、第3項、第4項)										<input type="radio"/>	県民局長
(12) 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認、協議及び変更の協議並びに関係市町村長の意見聴取 (第14条の3第1項、第3項、第4項、第5項)										<input type="radio"/>	県民局長

別表第三耕地課の部中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを一項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の一項を加える。

9 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネ	1 市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意 (第7条第4項第7号)									<input type="radio"/>	県民局長
---------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	------

を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、22の項を20の項とし、同項の次に次の二項を加える。

21 ニューフォレスター育成支援事業実施要領（平成26年3月31日林第725号）の施行に関する事務	1 実践研修対象施設の調査及び審査（第5）						○	
22 岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務	1 森林病害虫等駆除事業，冷夏，長雨緊急対策農林事業元利償還助成補助金（農林中央金庫の取扱いに係る資金のうち全額助成を行うものを除く。），林業・木材産業構造改革事業，林業後継者育成事業，森林整備地域活動支援交付金事業，森林整備地域活動支援推進事業，おかやまの木で家づくり推進事業，県産材製品情報提供・普及啓発事業，公共空間木質化促進支援事業，おかやま森づくり県民基金事業，林業就労条件改善事業（安全作業器具等導入経費の助成），ニューフォレスター育成支援事業，岡山県松くい虫防除事業，快適森林環境創出事業，市町村提案型森づくり事業，森林整備加速化・林業再生事業，県産材公共建物利用促進支援事業，森林計画推進事業，林業・木材産業改善資金転貸貸付促進事業及び森を見つめる交流促進事業に係る補助金又は利子補給金の交付の決定（変更又は取消しを含む。）						○	県民局長

別表第三林政課の部23の項を削る。

別表第三治山課の部1の項5(2)中「保安林」を「指定の理由の消滅による保安林の指定」及び「第26条の2」や「第26条の2第1項」に改め、同5中(10)を(11)とし、(3)から(9)までを「一ずつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。」

(2) 車両の移動等の命令 (第76条の6第1項)										○	県民局長	
(3) 指定道路区間の周知 (第76条の6第2項)										○	県民局長	
(4) 車両の移動等 (第76条の6第3項)										○	県民局長	
(5) 他人の土地の一時使用又は障害物の処分 (第76条の6第4項)										○	県民局長	
2 市町村道の道路管理者に対する指示 (第76条の7)										○	県民局長	
3 損失補償の決定 (道路管理者がした処分に係るものに限る。) (第82条第1項)										○		

別表第三防災砂防課の部2の項1中(16)を(21)とし(15)を(14)とし(14)中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」とし「監督」の次に「及び措置命令」を「第20条第1項」の次に「第21条第1項、第2項」を加え(14)を(16)とし(16)の次に次のように加える。

(17) 他の管理者の管理する操作施設に関する監督 (第21条の2第1項、第2項、第3項、第21条の3第1項、第2項)										○	県民局長	
(18) 災害時における緊急措置 (第23条第1項、第2項)										○	県民局長	
(19) 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理 (第23条の3第1項、第3項)										○	県民局長	

えら。

<p>4 岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）の施行に関する事務</p>	<p>1 道路の位置の指定に係る図面及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項第1号から第5号までに掲げる書類の写しの交付（第23条）</p>						<p>○ 県民局長</p>	
--	---	--	--	--	--	--	---------------	--

別表第三建築指導課の部に次の一項を加える。

<p>19 ワンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の施行に関する事務</p>	<p>1 ワンションを除外する必要がある旨の認定（第102条第2項）</p> <p>2 要除却認定ワンションの建替えにより新たに建築されるワンションの容積率の特例の許可（第105条第1項）</p> <p>3 建築審査会に対する同意及び審査請求に係る措置（第105条第2項）</p>			<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>		
--	--	--	--	----------	----------	----------	--	--

別表第三住宅課の部8の項を次のように定める。

<p>8 ワンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>1 ワンション建替事業に関すること。</p> <p>(1) ワンション建替組合（以下この項において「建替組合」という。）の設立の認可（第9条第1項）</p> <p>(2) 事業計画に係る意見書の審査及びそれに伴う事業計画の修正命令等（第11条第3項、第34条第2項）</p>			<p>○</p>	<p>○</p>			
--	--	--	--	----------	----------	--	--	--

(3) 定款又は事業計画の変更の認可 (第34条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(4) 建替組合の解散の認可 (第38条第4項)			<input type="checkbox"/>				
(5) 決算報告書の承認 (第42条)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(6) 個人施行建替事業の認可 (第45条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(7) 個人施行建替事業の規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可 (第50条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(8) 一人で施行するマンション建替事業から数人共同して施行するマンション建替事業への変更に伴う規約の認可 (第51条第3項)			<input type="checkbox"/>				
(9) 審査委員選任の承認 (第53条第1項)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
(10) 個人施行建替事業の廃止又は終了の認可 (第54条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(11) 権利変換計画の認可 (第57条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(12) 管理規約の認可 (第94条第1項)			<input type="checkbox"/>				
(13) 建替組合又は個人施行者に対する報告等の徴取及び勧告等並			<input type="checkbox"/>				

びに措置命令 (第97条第1項、第2項)							
(14) 建替組合又は個人施行者に対する違反是正命令 (第98条第3項、第99条第1項)			○				
(15) 建替組合の設立認可又は個人施行建替事業の認可の取消し (第98条第4項、第99条第2項)			○				
2 要除却認定マンションに関すること。							
(1) 買受計画の認定及び変更の認定 (第109条第1項、第111条第1項)			○				
(2) 認定買受人に対する報告の徴取及び勧告 (第114条第1項、第2項)			○				
3 マンション敷地売却事業に関すること。							
(1) マンション敷地売却組合 (以下この項において「売却組合」という。) の設立の認可 (第120条第1項)			○				
(2) 定款又は資金計画の変更の認可 (第134条第1項)			○				
(3) 売却組合の解散の認可 (第137条第4項)			○				

